

# 栃木県地域企業事業継続支援金【9月分】のご案内

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者のうち、国の月次支援金の支給対象とならない事業者に対し、事業継続支援金を支給します。



**支給限度額** ※同対象月について、1事業者1回限り

中小法人等

**20万円**

個人事業者等

**10万円**

**支給額**

**支給額 = 基準月の売上高 - 対象月の売上高**

対象月：令和3年9月

基準月：前年又は前々年の9月のうち、対象月と比較して売上高が30%以上50%未満減少している任意の月



**支給要件** ※次の全てに該当すること

- 栃木県内に主たる事業所を有していること
- 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- 令和3年9月の売上高が、前年同月比又は前々年同月比で30%以上50%未満減少していること
- 次の①～④のいずれかに該当するものであること
  - ① 休業・時間短縮営業の要請に伴う協力金の支給対象である飲食店の営業に関して直接又は間接の反復継続した取引がある事業者
  - ② 主に対面で個人向けに商品又はサービスの提供を行う事業者
  - ③ 直接、②に商品の販売又はサービスの提供を反復継続して行う事業者
  - ④ 販売・提供先を経由して、②に商品の販売又はサービスの提供を反復継続して行う事業者
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための業種別ガイドラインに沿った対策を実施していること
- 今後も事業を継続する意思があること

裏面の  
「支給対象となり得る  
事業者の考え方」  
もご覧ください

**特例措置・  
不支給要件**

※ 事業承継や新規開業等の特例措置があります。詳細は、申請要領をご確認ください。

※ 県の感染拡大防止営業時間短縮協力金（飲食店・大規模施設等）等、地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金の支給対象となる事業者は、支給対象外です。その他の不支給要件については、申請要領をご確認ください。

申請期間

**令和3年10月1日(金)～12月24日(金)**

郵送又はインターネットにより申請してください

申請先

※ <切り取って宛名シートとしてご活用ください> ※

〒320-0075  
栃木県宇都宮市宝木本町1141

栃木県地域企業事業継続支援金  
【9月分】 受付事務局 行

お問合せ先

栃木県地域企業事業継続支援金サポートセンター  
☎028-612-5530  
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日除く）

栃木県地域企業事業継続支援金

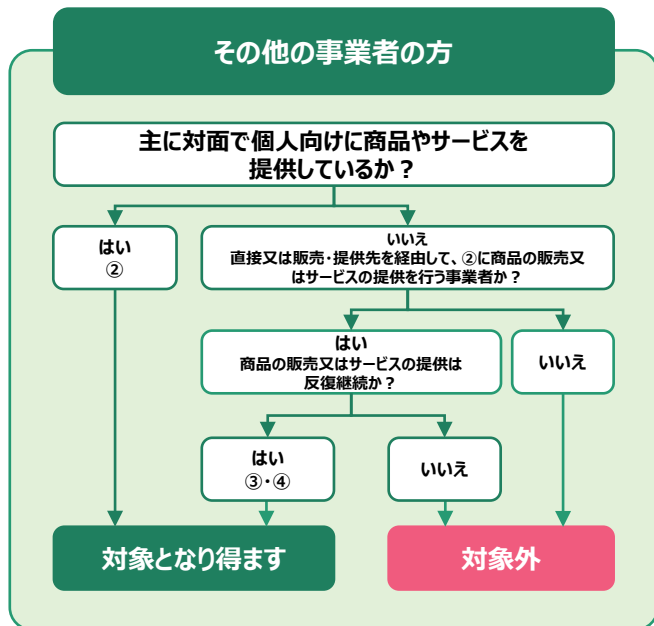
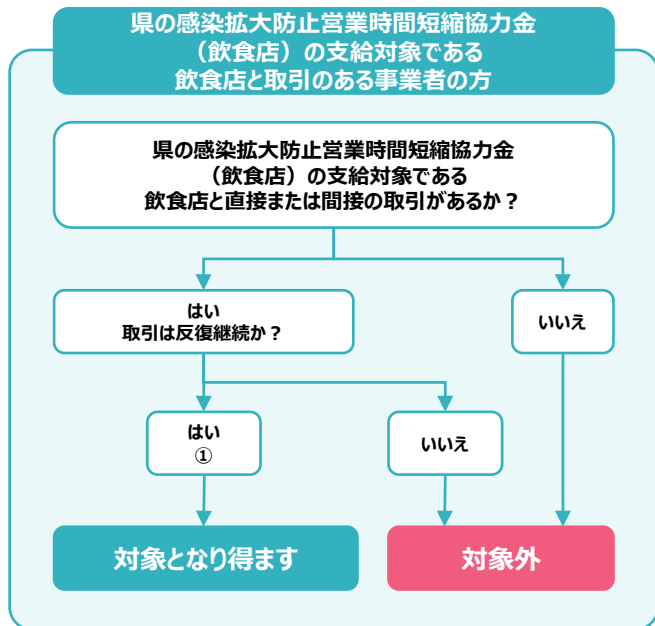
検索

申請書類、申請方法等については、次に掲載していますので、ご確認ください。  
<https://www.tochigi-jigyouseizoku-shienkin.jp/>



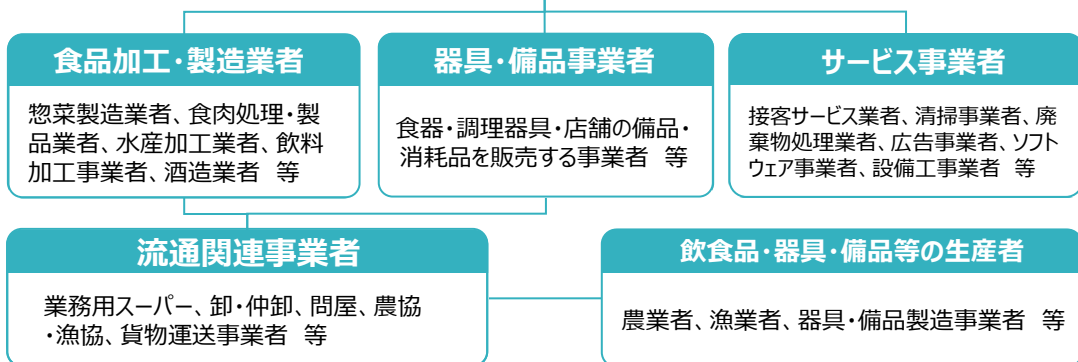
# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、 支給対象となり得る事業者の考え方

※県の感染拡大防止営業時間短縮協力金（飲食店・大規模施設等）等、地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金や、国の月次支援金の支給対象となる事業者は、当該事業継続支援金の対象外です。



## 支給対象となり得る事業者の具体例

### 県の感染拡大防止営業時間短縮協力金（飲食店）の 支給対象の飲食店



### 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者

②

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団、映画館、カラオケ等）、小売事業者（土産物店、雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者等（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等） 等

### 上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

③・④

食品・加工製造業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等